

土地所有者の皆さんへ

# 不適切な盛土にご用心!!

思ったより  
高く盛られた。

一定規模以上の盛土行為は  
条例に基づく許可が必要です。



一度盛られた土地を元に戻すの  
は、多くの費用がかかります。



安易に盛土、埋立てを依頼する  
のは禁物です。



うちの近くの  
あそこの  
盛土が心配なの…

市民全員が監視の目!

「沼津市盛土等の規制に関する条例」により、  
令和5年10月1日から市内全域が適用範囲となりました

静岡県では、違法な盛土や既存の盛土の異常を早期に発見し、迅速かつ適切に対応するため、不適切な盛土の通報窓口「盛り土110番」を設置し、皆さんから電話又はインターネット送信フォームによる情報提供を受け付けています。

盛り土110番 ☎054-252-9000

または沼津市開発指導課へ ☎055-934-4761



▲送信フォーム





# 不適切な盛土(被害)のよくある事例

土砂を受け入れることを商売にしている人たちが、あなたの土地を狙っています。

## 悪質業者が甘い誘いであなたの土地を狙ってくるやりとり

田んぼを嵩上げて  
畑にしてあげますよ

土は少しだけしか入れ  
ないので大丈夫ですよ

使い勝手が  
いいように整地までしますよ



事前に決めた約束と実際に起っていることが異なるケースが頻発しています。  
具体的な期間や数量を確認して、**悪質業者の甘い誘いに注意しましょう。**

## 盛土の工事が始まってからのやりとり



少しだけだから  
契約書はいらないですね

土を入れていって  
言ったのは  
あんたじゃないか!

市役所への許可の手続きはこっち  
でやっておきましたよ(嘘)。

正式な契約を交わさなかったり、開き直ったり、手続きの違反なども  
悪質業者の常套手段です。

## 盛られてしまったあとのやりとり

撤去してほしい?  
この土は俺の  
財産だから断る!

もう盛ってしまったから  
撤去はそっちでやってくれ

撤去してくれと言われても  
持っていくところは  
簡単に見つからないよ



不正に盛られてしまったら、土地を  
元の状態に戻すことは大変困難になります。  
条例に基づく許可には、土地所有者の同意が必要です。  
**安易な同意はトラブルの元となりますので、ご注意ください。**

### 土地の埋立て等の事業施行について

次のとおり土砂等の埋立て等の事業を施行します。

1.市受理年月日 及び番号	令和2年7月10日 沼津指令都指 第496号
2.農地改良の 所在地	沼津市 番地ほか
3.面積	3,728㎡
4.施行期間	令和2年7月10日～令和5年7月31日まで
5.事業主	沼津市
6.事業施工者	沼津市
7.現場管理責任者	沼津市

## 許可を受けた盛土の現場には、 このような標識が 設置されています

お問い合わせは 沼津市開発指導課へ ☎055-934-4761  
(不適切な盛土に関する情報提供を受け付けています)